

平成22年1月26日

佐賀県 こども未来課
青少年健全育成担当 御中

郵便番号 105-0003
住 所 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階
氏 名 社団法人電気通信事業者協会
電話番号 (03)3502-0991

佐賀県青少年健全育成条例の一部改正についての意見

「佐賀県青少年健全育成条例の一部改正（案）」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話・PHS事業者（以下「携帯電話事業者等」といいます。）の意見を当協会が代表して別紙のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

なお、提出意見を踏まえて、関係条例等の内容について、事前にご照会いただきますようよろしくお願い致します。

別 紙

「条例案の概要」の「2 改正項目及び改正理由 (4)インターネット利用環境の整備(第 18 条の 4)」に関して、携帯電話事業者等では以下のように考えます。

- ・ 「青少年がパソコンや携帯電話でインターネットを使用し、出会い系サイトやアダルト等の有害情報が含まれたサイトにアクセスすることで青少年が被害者となる事件やトラブルが発生している。」と記載頂いているとおり、この問題の対策のために、携帯電話事業者等においても、フィルタリングの実行性を向上させること及び青少年や保護者に対して効果的な教育・啓発を行うことの重要性を強く認識しており、今後も普及促進に向けて各種取組を継続・強化していく所存です。
- ・ また、「保護者がフィルタリングソフトの活用により、青少年に有害情報を見たり聞いたりさせないようにする努力義務を規定すると共に、保護者、学校及び職場の関係者は、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進を講ずる努力義務を規定する。」と記載頂いているとおり、ご家庭の方々、及び各自治体の方々を含めた社会全体としての取組みが重要になってくると考えておりますので、この主旨が十分に理解されるように取り組みを進めて頂きたいと考えております。

以 上